

○嘉麻市職員の特別職の給与等に関する支給条例

平成 18 年 3 月 27 日

条例第 33 号

改正 平成 19 年 3 月 26 日 条例第 6 号

平成 20 年 6 月 30 日 条例第 25 号

平成 20 年 9 月 30 日 条例第 30 号

平成 21 年 3 月 31 日 条例第 6 号

平成 21 年 5 月 28 日 条例第 20 号

平成 21 年 11 月 30 日 条例第 31 号

平成 21 年 12 月 25 日 条例第 34 号

平成 22 年 6 月 29 日 条例第 14 号

平成 22 年 11 月 30 日 条例第 24 号

平成 23 年 12 月 26 日 条例第 25 号

平成 26 年 3 月 12 日 条例第 4 号

平成 26 年 12 月 5 日 条例第 20 号

平成 27 年 3 月 16 日 条例第 8 号

平成 27 年 12 月 22 日 条例第 43 号

平成 28 年 3 月 17 日 条例第 5 号

平成 28 年 3 月 17 日 条例第 10 号

平成 28 年 12 月 2 日 条例第 31 号

平成 29 年 12 月 19 日 条例第 37 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 203 条の 2 及び第 204 条の規定に基づき、市長、副市長、教育長、委員会の委員、非常勤の監査委員その他の特別職の職員（以下「特別職の職員」という。）の給与等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(一部改正〔平成 19 年条例 6 号・20 年 30 号・27 年 8 号〕)

(常勤特別職の給与)

第 2 条 特別職の職員のうち常勤の特別職（市長、副市長及び教育長をいう。以下同じ。）に支給する給料の月額は、別表第 1 のとおりとする。

- 2 常勤の特別職に、嘉麻市一般職の職員の給与に関する条例（平成18年嘉麻市条例第38号。以下「一般職給与条例」という。）の例により、期末手当を支給する。この場合において、一般職給与条例第24条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の157.5」と、「100分の137.5」とあるのは「100分の172.5」と読み替えるものとする。
- 3 前項の規定により支給する期末手当の算定基礎額に係る加算額の割合は、100分の20とする。
- 4 その他常勤の特別職の給料及び期末手当の支給方法は、一般職給与条例の例による。

（一部改正〔平成19年条例6号・21年31号・22年24号・26年20号・27年8号・28年10号・31号・29年37号・30年59号〕）

（常勤特別職の給料の一時差止め）

第3条 市長は、前条第1項の規定にかかわらず、常勤の特別職が刑事事件に関して逮捕、勾留その他身体を拘束する処分（以下「逮捕等」という。）を受けたときは、逮捕等を受けた期間（以下「逮捕等期間」という。）に係る給料の支給を一時差し止めるものとする。ただし、給料の支給日以後に逮捕等を受けた場合における当該月の給料については、この限りでない。

- 2 市長は、前項本文の規定による給料の支給を一時差し止める処分（以下「給料の一時差止処分」という。）の理由となった刑事事件について、次の各号のいずれかに該当するときは、当該給料の一時差止処分を取り消すものとする。ただし、第2号に該当する場合において、給料の一時差止処分を受けた者が当該刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが給料の一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

（1） 不起訴処分となったとき。

（2） 起訴されることなく逮捕等の日から起算して1年を経過したとき。

(3) 無罪判決が確定したとき。

3 前項の規定は、給料の一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、給料の支給を差し止める必要がなくなったとして当該給料の一時差止処分を取り消すことを妨げるものではない。

4 その他給料の一時差止処分に関する手続等については、一般職給与条例第26条第2項及び第5項の規定の例による。

(追加〔平成26年条例4号〕、一部改正〔平成27年条例8号・30年59号〕)

(常勤特別職の給料の不支給)

第4条 第2条第1項及び前条の規定にかかわらず、常勤の特別職が次の各号のいずれかに該当したときは、当該各号に定める期間（以下「不支給期間」という。）に係る給料は、支給しない。

(1) 刑事事件に関して有罪判決が確定した場合 逮捕等期間

(2) 刑事事件の刑の執行のため刑事施設に収容された場合 当該刑事施設に収容された期間

2 前項の規定により支給しないこととされた給料のうち既に支給されたものがあるときは、当該常勤の特別職は、これを返納しなければならない。

(追加〔平成26年条例4号〕)

(給料の一時差止め等の額)

第5条 第3条第1項本文の規定による給料の支給の一時差止め及び前条第1項の規定による給料の不支給となった場合の給料の額は、各月における逮捕等期間又は不支給期間の日数に応じて、当該期間の属する月の現日数を基礎として日割計算により算出した額とする。

(追加〔平成26年条例4号〕)

(期末手当の支給の一時差止め)

第6条 市長は、第2条第2項の規定にかかわらず、同項の一般職給与条例第24条第1項に規定する基準日（以下「基準日」という。）以前6月以内に逮捕等期間がある常勤の特別職については、当該基準日に係る期末手当の全部又は一部の支給を一時差し止めるものとする。

2 第3条第2項から第4項までの規定は、前項の規定による期末手当の支給の一時差止めについて準用する。

(追加〔平成26年条例4号〕)

(期末手当の不支給)

第7条 第2条第2項及び前条の規定にかかわらず、基準日以前6月以内に不支給期間がある常勤の特別職については、当該基準日に係る期末手当の全部又は一部を支給しない。

2 第4条第2項の規定は、前項の規定による期末手当の不支給について準用する。

(追加〔平成26年条例4号〕)

(期末手当の一時差止め等の額)

第8条 第6条第1項の規定による期末手当の支給の一時差止め及び前条第1項の規定による期末手当の不支給となった場合の期末手当の額は、当該一時差止め又は不支給に係る期末手当の基準日以前6月の期間の逮捕等期間又は不支給期間の日数に応じて、当該基準日以前6月の期間の現日数を基礎として日割計算により算出した額とする。

(追加〔平成26年条例4号〕)

(常勤特別職の費用弁償)

第9条 常勤の特別職が職務のために旅行したときは、その旅行について費用弁償として嘉麻市職員等の旅費に関する条例（平成18年嘉麻市条例第40号）の例により旅費を支給する。

(一部改正〔平成26年条例4号〕)

(非常勤特別職の報酬)

第10条 特別職の職員のうち非常勤の特別職に別表第2に定める報酬を支給する。

2 日額報酬は、職務のため会議等に出席した日数に応じて支給する。

3 月額報酬は、月の中途において職に就いたときはその職に就いた日から、月の中途において職を離れたときはその職を離れた日まで日割計算により支給する。

4 年額報酬は、その職についての当月分から、その職を離れたときは、その当月分まで月割計算により支給する。

(一部改正〔平成26年条例4号〕)

(非常勤特別職の費用弁償)

第11条 非常勤の特別職が職務のために旅行したときは、費用弁償として第9条の規定に準じて旅費を支給する。

2 非常勤の特別職が職務のため会議等に出席した場合は、別表第2に定める費用弁償を支給する。ただし、別表第2に定める費用弁償が、会議等の出席に要した実費相当を弁償できない場合は、前項の規定により旅費を支給する。

3 消防団員が招集によって出動し、服務した場合は、別表第2に定める費用弁償を支給する。

(一部改正〔平成26年条例4号・27年8号〕)

(重複支給の禁止)

第12条 常勤の特別職が非常勤の特別職を兼ねるときは、その非常勤の特別職としての受けるべき報酬は支給しない。

(一部改正〔平成26年条例4号〕)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年3月27日から施行する。

(経過措置)

2 第3条及び第5条第1項に規定する旅費については、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に出発する旅行から適用し、施行日前に出発した旅行については、この条例の規定にかかわらず、合併前の山田市職員の特別職等に関する旅費及び費用弁償に関する条例(昭和31年山田市条例第7号)、稲築町職員の特別職の給与等に関する支給条例(昭和31年稲築町条例第19号)、碓井町特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例(昭和31年碓井町条例第44号)、碓井町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和32年碓井町条例第45号)、嘉穂町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する

条例（昭和37年嘉穂町条例第6号）又は嘉穂町職員等の旅費に関する条例（昭和37年嘉穂町条例第12号）の例による。

（平成21年6月に支給する期末手当に関する特例措置）

- 3 平成21年6月に支給する期末手当に関する第2条の規定の適用については、同条第2項中「100分の140」とあるのは「100分の160」とあるのは「100分の125」とあるのは「100分の145」とする。

（追加〔平成21年条例20号〕）

附 則（平成19年3月26日条例第6号）

この条例中別表第2の改正規定は平成19年3月27日から、その他の改正規定は同年4月1日から施行する。

附 則（平成20年6月30日条例第25号）

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の嘉麻市職員の特別職の給与等に関する支給条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成20年4月1日から適用する。

（経過措置）

- 2 この条例の適用の日の前日までに、嘉麻市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（平成18年嘉麻市条例第153号）の規定により任命された統括副団長の報酬については、改正後の条例別表第2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成20年9月30日条例第30号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成21年3月31日条例第6号）

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成21年5月28日条例第20号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成21年11月30日条例第31号）

この条例は、平成21年12月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成21年12月25日条例第34号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成22年6月29日条例第14号）

この条例は、嘉麻市男女共同参画推進条例（平成22年嘉麻市条例第9号）の施行の日から施行する。

附 則（平成22年11月30日条例第24号）

この条例は、平成22年12月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成23年12月26日条例第25号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月12日条例第4号）

この条例は、平成26年4月1日から施行し、改正後の嘉麻市職員の特別職の給与等に関する支給条例の規定は、この条例の施行の日以後の逮捕等期間又は不支給期間に係る常勤の特別職の給料及び期末手当について適用する。

附 則（平成26年12月5日条例第20号抄）

（施行期日等）

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第5条から第11条の規定は、平成27年4月1日から施行する。

2 （略）

（平成26年12月支給給与の特例適用）

第2条 平成26年12月に支給されることとなる嘉麻市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例第9条第1項、嘉麻市職員の特別職の給与等に関する支給条例第2条第2項及び嘉麻市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他勤務条件に関する条例第2条第2項の規定に基づく期末手当並びに嘉麻市一般職の職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）第2条に規定する給与（平成26年11月分の時間外勤務手当及び改正後の給与条例の規定が平成26年4月1日から適用されることに伴う

平成 26 年 4 月 1 日から同年 11 月 30 日までの間に支給された第 1 条の規定による改正前の給与条例に基づく給与と改正後の給与条例に基づく給与との差額の給与を除く。)については、この条例が平成 26 年 12 月 1 日に公布されたものとみなし適用する。

(準用規定)

第 5 条 この条例の施行に関し必要な措置は、国家公務員の例による。

附 則 (平成 27 年 3 月 16 日条例第 8 号抄)

(施行期日等)

1 この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

4 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(平成 26 年法律第 76 号)の施行の際現に在職する改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 16 条第 2 項に基づき任命された嘉麻市教育委員会教育長の嘉麻市教育委員会の委員としての在任期間中については、第 1 条による改正前の嘉麻市職員倫理条例第 2 条第 1 号の規定並びに第 2 条による改正前の嘉麻市特別職報酬等審議会条例第 2 条の規定並びに第 3 条による改正前の嘉麻市職員の特別職の給与等に関する支給条例第 1 条、第 2 条第 1 項、別表第 1 及び別表第 2 の規定並びに第 4 条による改正前の嘉麻市市長及び副市長の給料額の特例に関する条例題名及び第 2 条の規定並びに附則第 2 項で廃止する嘉麻市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他勤務条件に関する条例並びに附則第 3 項で廃止する嘉麻市教育委員会教育長の給料額の特例に関する条例は、なおその効力を有する。

附 則 (平成 27 年 12 月 22 日条例第 43 号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 28 年 3 月 17 日条例第 5 号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 28 年 3 月 17 日条例第 10 号抄)

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

(給与の内払)

2 第1条から第4条までの規定による改正後の嘉麻市一般職の職員の給与に関する条例、嘉麻市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例、嘉麻市職員の特別職の給与等に関する支給条例及び旧嘉麻市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他勤務条件に関する条例(以下「改正後の給与条例等」という。)の規定を適用する場合には、改正前の給与条例等の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例等の規定による給与の内払いとみなす。

(準用規定)

4 この条例の施行に関し必要な措置は、国家公務員の例による。

附 則 (平成28年12月2日条例第31号) 抄

(施行期日等)

第1条 この条例は、公布の日から施行し、平成28年4月1日から適用する。ただし、第2条、第4条、第6条、第8条及び第9条の規定は平成29年4月1日から、第10条の規定は平成29年1月1日から施行する。

(平成28年12月支給給与の特例適用)

第2条 平成28年12月に支給されることとなる嘉麻市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例第9条第1項、嘉麻市職員の特別職の給与等に関する支給条例第2条第2項及び嘉麻市職員倫理条例等の一部を改正する条例附則第4項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧嘉麻市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他勤務条件に関する条例第2条第2項の規定に基づく期末手当並びに嘉麻市一般職の職員の給与に関する条例(以下「給与条例」という。)第2条に規定する給与(平成28年11月分の時間外勤務手当及び第1条の規定による改正後の給与条例の規定が平成28年4月1日から適用されることに伴う平成28年4月1日から同年11月30日までの間に支給された第1条の規定による改正前の給与条例に基づく給与と改正後の給与条例に基づく給与との差額の給与を除く。)については、この条例が平成28年12月1日に公布されたものとみなし適用する。

(給与の内払)

第 4 条 第 1 条、第 3 条、第 5 条及び第 7 条の規定による改正後の給与条例、嘉麻市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例、嘉麻市職員の特別職の給与等に関する支給条例及び嘉麻市職員倫理条例等の一部を改正する条例附則第 4 項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧嘉麻市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他勤務条件に関する条例(以下「改正後の給与条例等」という。)の規定を適用する場合においては、第 1 条、第 3 条、第 5 条及び第 7 条の規定による改正前の給与条例、嘉麻市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例、嘉麻市職員の特別職の給与等に関する支給条例及び嘉麻市職員倫理条例等の一部を改正する条例附則第 4 項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧嘉麻市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他勤務条件に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例等の規定による給与の内払とみなす。

(準用規定)

第 6 条 この条例の施行に関し必要な措置は、国家公務員の例による。

附 則 (平成 29 年 12 月 19 日条例第 37 号) 抄

(施行期日等)

第 1 条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条、第 4 条、第 6 条、第 8 条から第 10 条まで及び附則第 5 条から第 8 条までの規定は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

2 第 1 条の規定による改正後の嘉麻市一般職の職員の給与に関する条例、第 3 条の規定による改正後の嘉麻市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例、第 5 条の規定による改正後の嘉麻市職員の特別職の給与等に関する支給条例及び第 7 条の規定による改正後の嘉麻市職員倫理条例等の一部を改正する条例附則第 4 項の規定によりなお効力を有するものとされる旧嘉麻市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他勤務条件に関する条例(以下「改正後の給与条例等」という。)の規定は、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。

(給与の内払)

第3条 改正後の給与条例等の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の嘉麻市一般職の職員の給与に関する条例、第3条の規定による改正前の嘉麻市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例、第5条の規定による改正前の嘉麻市職員の特別職の給与等に関する支給条例及び第7条の規定による改正前の嘉麻市職員倫理条例等の一部を改正する条例附則第4項の規定によりなお効力を有するものとされる旧嘉麻市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他勤務条件に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例等の規定による給与の内払とみなす。

(準用規定)

第4条 この条例の施行に関し必要な措置は、国家公務員の例による。

別表第1 (第2条関係)

(全部改正〔平成27年条例8号〕)

常勤の職員	給料月額
市長	850,000円
副市長	688,000円
教育長	620,000円

別表第2 (第10条・第11条関係)

(全部改正〔平成19年条例6号・30年59号〕、一部改正〔平成20年条例25号・21年6号・34号・22年14号・23年25号・26年4号・27年8号・43号・28年5号〕)

区分			報酬額			費用弁償
			年額	月額	日額	
執行 機 関 の 委	教育委員 会	委員		39,000 円		1,500 円
	選挙管理 委員会	委員長		12,000 円		1,500 円
		委員		10,000 円		1,500 円

員	公平委員 会	委員長			6,800円	1,500 円
		委員			5,300円	1,500 円
	監査委員	識見を有する者		106,000 円		1,500 円
		議会選任者		34,000 円		1,500 円
	農業委 員会	会長		41,000 円		1,500 円
		副会長		38,000 円		1,500 円
		委員		26,000 円		1,500 円
	固定資産 評価審査 委員会	委員			4,600円	1,500 円
附 属 機 関 の 委 員	介護認定 審査会	会長			14,000 円	1,500 円
		合議長			14,000 円	1,500 円
		委員			11,800 円	1,500 円
	障がい者 自立支援 審査会	会長			14,000 円	1,500 円
		合議長			14,000 円	1,500 円
					14,000 円	1,500 円

		委員			11,800 円	1,500 円
	男女共同参画推進委員				20,000 円	1,500 円
	その他の 附属機関	委員			4,600円	1,500 円
臨時 又は 非常 勤の 顧問 、参 与、 調査 員、 嘱託 員及 びこ れら に準 ずる 者	市長部 局関係	行政不服審査審 理員			20,000 円 (ただし、2 時間以下の勤 務をする場合 にあっては、 10,000 円)	1,500 円
		行政 区 関 係	行政 区長	平等割 8,600 円 1世帯につき 122円		1,500 円
			隣組 長	1世帯につき 1,350円		1,500 円
		保健計画推進員				4,600円

農事区長	平等割 19,890円 1世帯につき 495円			1,500 円
消防団員 関係	団長	110,000 円		1,500 円 (ただし、出 動及び訓練 については、1,80 0円)
	副団 長	80,000 円		
	分団 長	60,000 円		
	副分 団長	40,000 円		
	部長	26,000 円		
	班長	22,000 円		
	団員	20,000 円		
消防団協力員	10,000 円			
保育所医	予算に定められた額			
保育所歯科医				
産業医				
福祉事務所嘱託 医				

	その他				
農業委員 会関係	農地利用最適化 推進委員		20,000 円		1,500 円
	その他	予算に定められた額			
選挙管理 委員会関 係	選挙長	国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律（昭和 25年法律第179号）に定められた額			
	投票管理者				
	開票管理者				
	投票立会人				
	開票立会人				
	選挙立会人				
	その他	予算に定められた額			
教育委員 会関係	スポーツ推進委 員			4,600円	1,500 円
	学校医	予算に定められた額			
	学校歯科医				
	学校薬剤師				
	その他				
その他		予算に定められた額			